

第 511 回福井地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和 6 年 7 月 4 日（木）午前 10 時 00 分～午前 11 時 10 分
- 2 場 所：福井春山合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室
- 3 出席状況：【出席 15 名】
公益代表委員 井花委員、岡崎委員、佐藤委員、坪川委員、廣瀬委員
労働者代表委員 飯塚委員、杉田委員、玉川委員、中澤委員、山田委員
使用者代表委員 江端委員、酒井委員、豊嶋委員、中山委員、山埜委員
事務局 石川労働局長、青木労働基準部長、木村賃金室長、
川口室長補佐、富田賃金係員
- 4 議 題：
 - (1) 福井県最低賃金の改正決定について（諮問）
 - (2) 福井県最低賃金専門部会の設置について
 - (3) 最低賃金審議会令第 6 条 5 項の適用について
 - (4) 特定最低賃金の審議手法及び審議日程について
 - (5) その他
- 5 資 料
次第
名簿
配布資料
- 6 議事内容

○岡崎会長

ただいまより、第 511 回福井地方最低賃金審議会を開催します。
皆様には、お忙しい中、御出席を頂きましてありがとうございます。
本日は、1 名の傍聴者がおりますことを御報告いたします。
では、最初に事務局から、資料の確認と、定足数の確認をお願いします。

○川口室長補佐

はい。資料はファイルに綴じています。資料は 2 種類あり、第 511 回資料と前回の第 510 回資料で構成されています。

第 511 回資料は、次第、委員名簿、諮問文（写）、目次、資料本体となり、資料本体には、各頁の下の左右に、「第 511 回ハイフン」に続き、通し頁番号を入れております。

次に、前回の第 510 回本審で説明できなかった各種統計資料部分を抜粋しております。こちらには各頁の下の左右に、「資料ハイフン」に続き、通し頁番号を入れております。

続いて、定足数を報告します。

本日は、委員全員の方に御出席を頂いており、本審議会が有効に成立していることを報告します。

事務局からは、以上です。

○岡崎会長

それでは、議題（１）「福井県最低賃金の改正決定について（諮問）」に入ります。

事務局からお願いします。

○木村賃金室長

それでは、労働局長から審議会会長への諮問をさせていただきます。

諮問文を、石川労働局長が読み上げました後、岡崎会長にお渡しさせていただきます。

また、配付資料の次第、委員名簿の次頁に、諮問文の（写）を配付させていただきましたので、御確認ください。

それでは、岡崎会長、石川局長、会場中央にお進み願います。

（石川労働局長が諮問文を読み上げ、岡崎会長に手交）

○岡崎会長

ただいま、石川労働局長から「福井県最低賃金の改正について」の諮問を頂きました。

今後、当審議会として改正に関する審議を実施することになりましたので、委員の皆さんよろしく願いいたします。

それでは、石川労働局長から一言御挨拶を頂きたいと思います。

○石川労働局長

委員の皆様、おはようございます。

ただいま、令和6年度の福井県最低賃金の改正決定について、諮問をさせていただきました。

諮問文に記載しております「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」において、最低賃金に関する部分を申し上げますと、

- ▶ 昨年の最低賃金の全国加重平均は 1,004 円と、目指していた「全国加重平均 1,000 円」を達成した。
- ▶ 引上げ額は全国加重平均 43 円で、過去最高の引上げ額となった。
- ▶ 今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の 3 要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論いただく。
- ▶ 労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030 年代半ばまでに 1,500 円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模企業の自動

化・省力化投資や、事業承継、M&Aの環境整備等について、官民連携して努力する。

- ▶ また、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

といった内容になっております。

委員の皆様におかれましては、中央最低賃金審議会から示されます目安額などを参考にしていただきつつ、県内の実情を踏まえた総合的な観点から御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、委員の皆様には、夏本番となりますこの時期に、短期間での御審議をお願いすることになります。大変恐縮ですが、何卒御理解、御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

○岡崎会長

ありがとうございました。

続きまして、議題（２）「福井県最低賃金専門部会の設置について」に入りたいと思います。

福井県最低賃金の改正に関する調査審議につきましては、最低賃金法第 25 条第 2 項に基づき、「専門部会」に付託することになります。

この専門部会の設置につきまして、事務局から説明をお願いします。

○木村賃金室長

地方最低賃金審議会は、最低賃金の改正の決定について調査審議を求められたときは、関係労使の意見の反映について特段の配慮を必要とするため、関係労使を代表する委員からなる専門部会を必ず設置することとされています。

専門部会は、公労使各 3 名による合計 9 名の委員構成となり、労働者代表委員・使用者代表委員につきましては、推薦公示の経路上で任命をさせていただくことになっております。従いまして、本日より福井県最低賃金専門部会の労働者代表委員・使用者代表委員の推薦公示を開始し、公示期間については 7 月 18 日（木）までの約 2 週間を予定しております。

なお、公益代表委員につきましては、労働局長が適任者を任命することになっております。公労使いずれの委員につきましても、本審の委員が専門部会委員を併任することが可能となっております。

また、本日の諮問を受けて、専門部会の設置とは別に、関係労使の意見をお聴きする必要がありますので、本日より 7 月 25 日（木）までの 3 週間、金額改正に関する意見聴取の公示を実施する予定であることを申し添えます。

説明は、以上です。

○岡崎会長

それでは、今ほどの諮問及び専門部会の設置につきまして、何か御意見、御質問等はございませんか。

〈異議・意見なしを確認〉

○岡崎会長

特に異議がないようですので、専門部会設置の件につきましては、了承頂いたものといたします。

続きまして、議題の(3)「最低賃金審議会令第6条第5項の適用について」に入ります。

事務局から、説明をお願いします。

○木村賃金室長

最低賃金審議会令第6条第5項においては、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」とされています。

福井地方最低賃金審議会においては、例年「専門部会で全会一致の議決が行われた場合は」この規定を適用しております。すなわち、専門部会の結審が全会一致による結論が得られた場合は、専門部会の決議を本審の決議として取り扱うこととなるため、別途、本審による決議は行わないこととなります。

つきましては、本年度審議される地域別最低賃金及び全ての特定最低賃金の専門部会の結審において、全会一致による議決がそれぞれなされた場合には、例年どおり審議会令第6条第5項により取り扱うか、御審議をお願いします。

説明は、以上です。

○岡崎会長

ただいまの事務局からの説明のとおり、専門部会において全会一致の場合には、各専門部会の意見をもって、審議会の意見とする取扱いについて、皆様から何か御意見はありますか。

例年、「第6条第5項」を適用してまいりましたが、同様の取扱いでよろしいでしょうか。

〈異議・意見なしを確認〉

○岡崎会長

特に、異議等がないようですので、「本年度審議される地域別最低賃金、及び、全ての特定最低賃金の専門部会の結審において、全会一致により議決した場合には、審議会令第6条第5項を適用する」こととし、専門部会の決議をもって、本審の決議とすることとします。

よろしく願いいたします。

次に、議題(4)「特定最低賃金の審議日程等について」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

○木村室長

資料の223頁、令和6年度の特低賃金の審議会日程表(案)を御覧ください。

8月5日(月)(予備日は8月9日(金))の第513回本審において、特定最低賃金

の改正決定の必要性に係る諮問を予定しております。

必要性の審議につきましては、8月21日(水)(予備日は8月27日(火))の第514回本審と9月10日(火)午後1時30分～の第515回本審を予定しております。さらに慎重な審議を必要とする場合には、これに対応できるよう、その予備日は9月11日(水)午前10時～を予定させていただきました。

委員の皆様には、全員協議会において必要性の審議を実施していただきますので、日程の確保をよろしくお願いいたします。

次に、特定最低賃金改定の必要性が「有」となった業種の特定最低賃金の改正に関する調査審議につきましても、当該業種の特定最低賃金に係る専門部会に付託することになります。専門部会は、公労使各3名による合計9名の委員構成となり、労働者代表委員・使用者代表委員につきましては、推薦公示の手続を経た上で任命をさせていただきますことになっております。

従いまして、9月10日開催予定(予備日は9月11日)の第515回審議会の答申結果を踏まえ、特定最低賃金専門部会の労働者代表委員・使用者代表委員の推薦公示を開始し、公示期間については、9月12日(木)～9月26日(木)までの約2週間を予定しております。

なお、公益代表委員につきましては、労働局長が適任者を任命することになっております。また、公労使いずれの委員につきましても、本審の委員が専門部会委員を併任することが可能となっております。

また、第515回の審議会での諮問を受けて、専門部会の設置とは別に、関係労使の意見をお聴きする必要がありますので、9月12日(木)～10月2日(水)までの約3週間、金額改正に関する意見聴取の公示を実施する予定であることを申し添えます。

第1回専門部会は、複数の業種の専門部会が設置される場合には、合同で開催します。

金額審議は、「1業種2時間(1日)」を2回(2日)程度、最大4業種で8日間を10月9日(水)～10月16日(水)午前までに開催する予定とさせていただきます。

次に、第516回審議会についてです。専門部会が10月16日(水)午前までに結審としますと、10月16日(水)午後には開催予定の第516回審議会にて採決を行い、答申する予定とさせていただきます。

なお、答申後の手続きとしましては、同日より異議申出の公示期間を15日間設け、異議申出がなされた場合は、11月7日(木)午前中に予定している第517回審議会にて異議申出に関する審議を実施する予定とさせていただきます。

第517回審議会(異議審)につきましては、仮に異議申出がない場合には、開催いたしませんので、11月1日(金)に開催の有無をメール及び電話により連絡することを予定しています。

特定最低賃金審議会の審議日程(案)の説明は、以上です。

○岡崎会長

今ほどの事務局から説明がありました、特定最低賃金の審議日程(案)について、御意見はありませんでしょうか。

(異議・意見なしを確認)

○岡崎会長

特に、御意見がなければ、本年度の特定最低賃金の審議日程は、本案により進めることといたします。

次に、「その他」といたしまして、本日の配付資料について、事務局から説明がございます。

○木村賃金室長

本日は、前回第 510 回資料を抜粋し、前回資料の 7 頁以降を配付しております。

資料 7 頁です。過去 10 年間の福井県最低賃金の推移です。

上の行から「中央最低賃金審議会、略して中賃の福井が属するランクでの目安額、それに対する引上げ額と比較、時間額表記の最低賃金額、引上げ率、答申日、採決状況、結審方法、発効日を記載しています。

昨年度は、目安額に 3 円を加算し、43 円引上げ、引上げ率は 4.84% ございました。答申は 8 月 7 日に頂き、10 月 1 日に発効となったところです。

結審方法に「令 6 条第 5 項」と記載された平成 27 年と令和元年は、専門部会における全会一致の決議をもって審議会の決議としたことを表しております。それ以外の年は、審議会での採決による決議となっております。

資料 8 頁です。過去 10 年間の北陸 3 県、全国加重平均、全国最高額の最低賃金額の推移です。

左の列から、全国加重平均の時間額、最低賃金の最高である東京の最低賃金額、それらに対する福井県最低賃金の割合の推移、石川、富山との額差を記載しました。

一番下の令和 5 年の行を御覧ください。福井県最低賃金（931 円）は、全国加重平均との割合では 92.7%、最高額との割合は 83.6% です。いずれの割合も縮小傾向に推移しています。石川県との額差は 2 円、富山県との額差は 17 円をとなっております。

資料 9 頁です。過去 10 年間の福井県最低賃金額と一般賃金水準等との比較です。

一番下の令和 5 年の行を御覧ください。左から時間額表記の福井県最低賃金 931 円の下に山括弧書きの記載がございます。これは毎月勤労統計の令和 5 年平均の所定労働時間を乗じた金額です。

規模 5 人以上は 931 円に所定労働時間数 130.1 時間を乗じ 121,123 円、規模 30 人以上は 931 円に所定労働時間数 134.9 時間を乗じ 125,591 円です。所定労働時間数は資料 53 頁に記載しました。

次の列は、事業所規模別の福井県所定内給与です。括弧書きは、福井県最低賃金に所定労働時間を乗じた金額との割合です。事業所規模 5 人以上ですと、最低賃金相当が 121,123 円ですが、232,007 円との割合では 52.2% となる旨の記載です。

福井県女性パートの賃金時間給は 1,176 円であり、931 円はこの 79.2% となっております。

右半分は、指数表示で、統計によって令和 2 年を「100」とするものです。指数表

示のかっこ書きの数値は対前年度上昇率です。

福井市における消費者物価指数の推移は前年比 3.1%の上昇、企業規模 1,000 人以上になります。春季賃上げ率は 3.60%でした。

資料 10 頁からは、福井県消費者物価指数です。

資料 13 頁を御覧ください。福井市と全国の消費者物価指数（総合）の推移です。令和 5 年では政府の電気・ガス価格激変緩和措置等により光熱・水道が下落しましたが、他の費用は上昇し、福井市で前年比 3.1%上昇、全国で 3.2%上昇となっています。

資料 14 頁の表 2 を御覧ください。総合は、前年比 3.1%上昇ですが、10 大品目別寄与度を見ると「光熱・水道」以外の費目で上昇しており、とりわけ「食料」(2.16) の寄与度が大きくなっています。食料は、前年比 7.9%上昇しています。

資料 22 頁からは、統計表を入れてあります。

資料 32 頁は、総務省作成の消費者物価地域差指数、令和 4 年の結果です。

資料 33 頁の棒グラフは、都道府県別の平均消費者物価地域差指数です。福井は、石川、大阪、兵庫に並んで 12 番目に高くなっています。

資料 35 頁の棒グラフは、都市別です。福井市は総合で 35 番目です。

資料 41 頁の統計表を御覧ください。都道府県別で全国平均を 100 とした指標で、福井県は総合 99.4 となり、10 大費目別消費者物価は、「食料」が全国で 2 番目に高く、家具・家事用品と保健医療が全国で 1 番高くなっております。

資料 48 頁は、福井市の勤労者世帯家計の推移です。二人以上の世帯のうち勤労者世帯での数値となっています。

資料 49 頁は、過去 5 年分の福井市の世帯人員別標準生計費の推移です。

頁中ほどの「標準生計費」の説明欄を御覧ください。標準生計費とは、標準的な生活モデルを設定のうえ、最もありふれた生活に要する費用を算定したものです。その下の「算定要件」の説明欄を御覧ください。上記の標準生計費については、支出のうち「消費支出」のみを対象に算定されており、いわゆる税金や社会保険料等の「非消費支出」は含まれておりません。よって、実質的な支出額の数値を算定するには、消費支出額に対する非消費支出額の割合を算定し、負担費修正比率（令和 5 年 4 月は 1.304）を乗じて算定することとなります。

福井市では、単身世帯の令和 5 年 4 月の実支出は 100,650 円に 1.304 を乗じた 131,248 円となります。

資料 50 頁、51 頁は、今回の資料の改訂版により説明いたします。

資料 52 頁は、福井県毎月勤労統計から所定内給与額の過去 10 年分の推移です。

令和 5 年の所定内給与額は、全国は前年比 1.1%増（5 人以上）、1.8%増（30 人以上）といずれも増加ですが、福井は 1.2%減（5 人以上）、1.0%減（30 人以上）といずれも減少しています。

資料 53 頁は、同じく所定内労働時間の推移です。令和 5 年の全国は前年比 0.2% 増（5 人以上）、0.5% 増（30 人以上）といずれも増加ですが、福井は 0.9% 減（5 人以上）、0.7% 減（30 人以上）といずれも減少しています。

資料 54 頁は同じくパートタイム労働者の雇用比率です。令和 5 年は、5 人以上で 30.2% の割合、30 人以上で 23.5% の割合に、それぞれ上昇しています。

資料 55 頁は、賃金構造基本統計調査結果から、北陸 3 県の新規学卒者（高卒）の所定内給与額（初任給）の推移です。令和 5 年は、全国で 186,800 円です。福井は 186,000 円、石川が 187,200 円、富山が 187,100 円です。

下の表は、全国と各県の所定内給与額を、所定内実労働時間数で除して、当賃金室で時間単価を算定したものです。全国は時間単価で 1,125 円相当、福井は 1,114 円相当、石川は 1,121 円相当、富山は 1,127 円相当となります。

資料 56 頁は、有効求人倍率の推移です。令和 5 年度は有効求人倍率が 1.79、うちパートは 1.69 となっています。

続きまして、第 511 回資料について説明します。

資料 1 頁を御覧ください。

本年 6 月 21 日に閣議決定されました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」から関係部分を抜粋したものです。

1～2 頁の、1. 2024 年の改訂の考え方には、「新しい資本主義での目指すべき方向性と現状」について記載されています。最低賃金については、ローマ数字Ⅱ「人への投資に向けた中小・小規模企業等で働く労働者の賃上げ定着」の中で、「6 頁になりますが、2. 非正規雇用労働者の処遇改善において、賃上げの裾野を更に広げていくため、男女間賃金格差の是正や、非正規雇用労働者の方の賃金引上げを進める」とした上で、(1) 最低賃金の引上げが記載されております。

局長挨拶にもございましたように、

- ▶ 昨年の最低賃金の全国加重平均は 1,004 円と、目指していた「全国加重平均 1,000 円」を達成した。
- ▶ 引上げ額は全国加重平均 43 円で、過去最高の引上げ額となった。
- ▶ 今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の 3 要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論いただく。
- ▶ 労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030 年代半ばまでに 1,500 円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模企業の自動化・省力化投資や、事業承継、M&A の環境整備等について、官民連携して努力する。
- ▶ また、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

との記載がございます。

また、7頁の(4)年収の壁への対応についても、最低賃金に関する記載がございます。

いわゆる106万円・130万円の壁を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大、最低賃金の引上げに引き続き取り組む。こうした取組と併せて、壁を意識せずに働く時間を延ばすことのできる環境づくりを後押しするため、当面の対応策として、昨年10月より実施している「年収の壁・支援強化パッケージ」を着実に実行する。

との記載があります。

次に、資料12頁からは「経済財政運営と改革の基本方針2024」です。

資料13頁上から8行目「賃上げについては、」からの段落です。

賃上げについては、労務費の転嫁円滑化に加え、商慣行の思い切った見直しを含め、業種・事業分野の実態に応じた価格転嫁対策に取り組むほか、医療・福祉分野等におけるきめ細かい賃上げ支援や最低賃金の引上げを実行する。あわせて、三位一体の労働市場改革を進め、全世代を対象とするリ・スキリングの強化に取り組む。個々の企業の実態に応じたジョブ型人事(職務給)の導入を促進するとともに、雇用政策の方向性を、雇用維持から成長分野への労働移動の円滑化へとシフトしていく。

との記載があります。

資料14頁の第2章社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現、副題として「賃上げの定着と戦力的な投資による所得と生産性の向上」の1(1)賃上げ促進です。

一番下の段落に、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」と同様の記載がございます。

資料18～21頁は、ハローワークでの求人票における求人賃金の水準を職種別にお示ししたものです。令和5年3、4月当時の福井県最低賃金は、時間額888円でした。20、21頁は本年3、4月で、福井県最低賃金は時間額931円です。

計の欄は、すべての求人票の求人賃金額の総和を、総件数で割った平均値です。

資料22～23頁は、新規学卒者の初任給情報です。毎年3月～5月に提出された雇用保険被保険者資格取得データをもとに作成した賃金の平均値です。令和6年3月の県内の平均は19万円となっています。

資料24頁は、県内の雇用失業情勢です。有効求人倍率は令和5年度平均1.93倍、直近の本年5月分が1.92倍で推移しています。

情勢判断としましては、「県内の雇用失業情勢は、求人が求職を大幅に上回って推移している。ただし、物価上昇等が雇用に与える影響に注視する必要がある。」としています。

資料30頁は、県内の労働市場の動きです。

資料31頁の下の線グラフ図7は、主要産業における新規求人数の推移です。月によって増減はありますが、卸・小売業を除き、どの産業も横ばいとなっています。

資料32頁の一番上、表4 新規・有効求職者の状況です。令和5年度の離職者

18,370人のうち事業主都合は3,881人で、前年比2.5%減で推移しています。

資料33頁は、福井県毎月勤労統計調査です。

資料34頁の上の線グラフを御覧ください。青の実線が調査産業計の現金給与総額の推移、太い点線が実質賃金指数です。11月を除きマイナス圏内で推移しています。直近では、前年同月比2.1%減となっています。

資料37頁は、時系列表です。一番上の表は規模5人以上の賃金の動きが記載されており、左は現金給与総額、右はきまって支給する給与となっております。

それぞれ実質の列、対前年比を見ていただきますと、実質賃金指数は令和4年5.8%マイナス、令和5年5.0%マイナスと2年連続マイナスで推移しており、物価の高騰により長く賃金が目減りしていることが分かります。資料38頁の規模30人以上においても、同じように2年連続で実質賃金指数が対前年比マイナスとなっています。

資料53頁は福井県景気動向指数です。

景気動向の読み方につきましては、資料64頁に記載があります。資料64頁中ほどの「利用の仕方」を御参照ください。

一般的に、「一致指数が上昇している時が景気の拡張局面、低下している時が後退局面であり、一致C Iの動きと景気の転換点は概ね一致する。一致指数の変化の大きさが景気の拡張または後退のテンポを表しており、その時々々の景気の量感を把握することができる。」とされています。

資料53頁に戻り、C I一致指数の基調判断は「景気動向指数（C I一致指数）は、「下方への局面変化」を示している。」とされています。

資料67頁は福井県鉱工業指数です。

資料70頁を御覧ください。令和5年の生産は、前年比マイナス9.2%、出荷はマイナス5.8%となっています。

昨年度の最低賃金が発行した令和5年10月以降を見ていただきますと、生産の前年同月比は、令和5年10月の▲1.2から令和6年2月にかけてプラス8.1%となり、本年4月は、プラス8.4%で推移しています。

同じく、出荷は令和5年10月のプラス3.3%から令和6年2月にかけてプラス10.0%となり、本年4月はプラス7.1%となっております。

資料76頁は、本年4月の福井県内経済情勢です。

資料77頁を御覧ください。

- ▶ 個人消費は、「北陸新幹線の県内開業効果もあって、緩やかに回復しつつある」。
- ▶ 設備投資は、「5年度は増加見込みとなっている」。

資料78頁を御覧ください。

- ▶ 生産活動は「緩やかに持ち直しつつある」。
- ▶ 企業収益は「5年度は増益見込みとなっている」。

業種別、規模別は84頁の上段棒グラフを御参照ください。中小企業の経常利益は前年度比6.0%となっております。

- ▶ 企業の景況感は「全産業では「下降」超となっている」。
- ▶ 企業倒産は、「前年並みとなっている」。
- ▶ 消費者物価（福井市、生鮮所品を除く総合）は「前年を上回っている」。

資料 86 頁は、北陸財務局管内経済情勢報告です。

資料 89 頁の下の表には、北陸 3 県の各県の総括判断が記載されています。福井県は「個人消費は北陸新幹線の開業効果もあって、緩やかに回復しつつあり、生産活動は持ち直しつつある。また、雇用情勢は、持ち直している」とされています。

資料 105 頁は、日本銀行福井事務所の福井県金融経済クォーターリーです。全体判断としては「持ち直しの動きが続いている。」とされています。

資料 113 頁は、福井市消費者物価指数です。

117 頁には、事務局で加工した部分があります。説明にあたり、138 頁の表を御覧ください。世帯別人員別標準生計費（福井市）を用いて、標準生計費分を稼ぐには時間単価が幾らになるかについて、事務局にて試算した表です。ここで、消費者物価の上昇を考慮するに際し、117 頁の指数を用いておりますので、117 頁には事務局にて追記したものが赤枠と計算式です。

令和 5 年 4 月度の消費者物価指数（総合）は 104.3 でございました。昨年 10 月に最低賃金が発効した以降の消費者物価指数は令和 5 年 10 月から本年 5 月までを単純平均すると 106.05 になり、その差は 1.75 ポイントになる旨の記載を入れております。

資料 138 頁の区分 1 人の列を御覧ください。実支出は食料 30,470 円を含め合計は 100,650 円になります。これに非消費支出の 1.304 を乗じ、131,248 円になります。これらを有業人員と所定内労働時間数で除した単価が、一人世帯の場合 1,009 円になるものです。

消費者物価上昇率の行は、令和 5 年 4 月分を用いた算定結果から、昨年 10 月から本年 5 月までの消費物価指数の上昇率を加味して算定したもので、一人世帯の場合、必要時間単価は 1,027 円となりました。

資料 139 頁は、資料 138 頁の主要項目を再度掲載したものです。

資料 122 頁は、令和 5 年度の消費者物価地域差指数です。前回資料は令和 4 年度分でしたので、今回、改めて資料に入れさせていただきました。

資料 123 頁です。都道府県別で、全国平均を 100 とした場合、福井県は総合で 99.1 の 18 番目、家賃を除く総合では 99.5 の 20 番目となっています。

資料 140 頁以降は、県内の使用者団体が公表した賃金改定状況の調査結果です。

資料 140 頁は、福井県経営者協会が公表している中間報告です。県内 64 社のデータの取りまとめです。製造業の賃上げ率は 4.20%、推移としましては、5. 参考の表、こちらは最終報告時点ですが、令和 4 年度 2.61%、令和 5 年度 3.49%となっております。

非製造業の賃上げ率は 3.31%、推移としましては同じく令和 4 年度 2.61%、令和

5年度 3.49%となっております。

合計での賃上げ率は3.72%、推移としましては、同じく令和4年度 2.46%、令和5年度 3.37%となっております。

141 頁は、福井商工会議所による景気見通し調査結果です。

毎年3月、6月、9月、12月の年4回実施されている調査で、回答数は403件です。そのうち従業員10名以下の回答が325件（80.6%）となっております。

145 頁です。景況感は「2期連続で景況悪化も、先行きは改善の見通し」となっています。

147 頁です。売上高（受注高）は「全業種では3期ぶりの改善、サービス業では新幹線開業効果も表れる」となっております。

150 頁です。採算（収支）は「サービス業で改善するも、全体としては変化なし」となっております。

154 頁です。経営課題（内的要因）は、「受注・販売量不足」を掲げる回答が42.2%と最も多く、次いで「人材確保・育成」「価格の適正化」の順となっています。

155 頁です。経営課題（外的要因）は、原材料・燃料価格高騰が11期連続で最も多くなっています。

157 頁は、福井商工会議所による景気見通し調査結果です。こちらは特別調査に「コスト上昇に対する価格転嫁などの現状」がありましたので、資料に入れております。

161 頁です。価格転嫁については「8割の事業所で価格転嫁するも、価格転嫁率は30.7%にとどまる」とされています。

163 頁は、業種別の価格転嫁状況が記載されています。

173 頁は、福井県商工会連合会による「県内商工会地域を取り巻く景気動向について」です。こちらは、経営指導員の方の訪問面接調査による165社の回答です。

175 頁です。本年4～6月の採算（今期水準）は黒字18.8%、収支トントン58.8%、赤字22.4%となっています。

176 頁です。本年4～6月の売上高実績は▲27.3→▲9.1となり、全体で増加とされています。

183 頁以降は、県内の労働組合から福井地方最低賃金審議会会長に寄せられた要請を入れております。

最初に、183 頁は日本労働組合総連合会福井県連合会会長からの要請書です。

要請書本文については、時間の都合上省略させていただきますが、下から8行目を確認ください。

「誰もが将来に希望を持てる社会を実現するため、「誰もが時給1,000円」の早期実現、そして、1,000円達成後については、連合リビングウェイジなどの水準への到達を目指しています。福井地方最低賃金審議会の改正審議においては、地域における労働者の生計費および賃金を重視しつつ、労働の対価として最低賃金水準の絶対値に着目した真摯な審議が求められています。

福井労働局ならびに福井地方最低賃金審議会におかれましては、福井県の地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金につきまして、実効性のある水準への改善を図るべく積極的な対応をお願いするとともに、以下を要請します。」

とし、要請事項があります。

- ▶ （１）地域別最低賃金については、地域間格差の是正を進めるよう事務局として努力すること、金額改定に当たっては、まずは「誰もが1,000円」をめざすこと。
- ▶ （２）10月1日発効に向けたスケジュール設定については、早期発効に最大限配慮することが要請されています。

185頁以降は、要請時の参考資料です。185頁は、春闘情報の6月14日発行時点で、賃上げ率は加重平均5.10%（昨年度実績3.61%）となっております。

186～187頁は1991年からの年別推移です。

189頁は、地域別最低賃金金額改正状況です。全国の影響率を入れていただいております。

191頁は、地域別最低賃金と若者の転入超過率を示すものです。

192頁は、福井県での生計費が1,070円必要という算定資料、リビングウエッジです。

194頁は、6月18日に福井新聞に掲載された記事の写しで、求人検索サイトの検索時給と地域別最低賃金のとの差が大きいこと、最低賃金に比べて物価が相対的に高い地域は検索時給の上昇率が高い傾向になる等の記事であり、資料195～196頁はその内容の資料です。

197頁は、県内の地域別最低賃金、特定最低賃金の推移です。

198頁以降は、全労連東海北陸地方協議会からの要請書です。

要請書本文については、時間の都合上省略させていただきますが、中ほどに3段落目に以下が記載されています。

「全労連と地方組織が、これまで27都道府県で4万8,000人の協力を得てとりくんできた最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な最低限度の生活を行うための賃金は「都市と地方で差がないこと」「時間額1,500～1,700円必要」であることを明らかにしてきました。私たちは、労働者の所得を底上げし地域経済をあたため、人口減少社会に歯止めをかける確かな道として最低賃金法を改正し、誰もが8時間働けば人間らしい暮らしができる全国一律最低賃金制度の創設と、時給1,500円以上を求めています。」

資料199頁です。記の1では、最低賃金を1,500円以上に引き上げることが要請されています。また、記の5では審議会委員の構成、記の6では専門部会の公開、意見陳述について触れられています。

資料215頁です。地域別最低賃金と人口の社会的増減の比較図があり、最低賃金

が高い都市部に人口が流出していると指摘しています。

資料 216 頁は、最低賃金の国際比較です。

資料 218～219 頁は、都市部と地方では、交通・通信費と住居費に着目し、生計費の内訳に違いがあるも全国どこでも 1,500 円～1,600 円以上が必要と指摘しています。

資料の説明は、以上です。

○岡崎会長

ただいまの事務局からの説明について、皆様から何か御質問や御意見はありますでしょうか。

(質問・意見なしを確認)

○岡崎会長

最後に、事務局から、今後の日程の確認をお願いします。

○木村賃金室長

専門部会委員の推薦期日は、繰り返しになりますが、7月18日(木)です。

次に、次回、第512回本審(目安報告)は、7月30日(火)13時30分～の予定です。場所は、今回と同じ、春山合同庁舎1階 第1共用会議室になります。

また、福井県最低賃金専門部会につきましては、第512回本審に引き続き、7月30日(火)15時00分～第1回専門部会を開催する予定としております。

よろしく願いいたします。

○岡崎会長

ありがとうございました。

以上で、本日の審議会は閉会とします。

〈閉会〉